

鹿児島県選出国會議員 各位  
民主党税制調査会役員 各位  
衆議院・参議院厚生労働委員 各位

鹿保協発11-37号  
2011年12月13日  
鹿児島県保険医協会  
会長 高岡 茂



## 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置、診療報酬の所得計算の特例措置(4段階税制)の存続を求める要請

貴職の国政に果たされます重責に敬意を表します。

私ども鹿児島県保険医協会は、国民医療の向上と保険医の経営と生活の擁護を目指して活動する鹿児島県下の医科・歯科保険医約1,320名で構成する団体です。

現在審議中の平成24年度税制改正における、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる4段階税制)につきまして、いづれも存続していただくことを要請します。

事業税(地方税)は収益事業の追求に際し、享受する行政サービスに応じた負担として課せられています。他方医療は、国民の命と健康を守るという使命を帯び、かつ地方自治体における医療・保健等の行政サービスの一翼を担っております。その高度な公共性・公益性ゆえに、保険診療は非課税とされてきました。

仮に課税された場合、例えば個人立診療所では初年度に、保険診療に係る所得の約5%が負担増となり、医師等の確保、設備改善等の資金圧縮など、良質な医療の提供に支障を来すことが懸念されます。

診療報酬の所得計算の特例措置は、低く抑えられた診療報酬を税制面で補完する政策税制として導入されたものであり、概算経費の計算を認めることで記帳負担の軽減を図り、小規模医療機関の開設者や高齢の医師・歯科医師の診療を支えてきました。

見直しを求める会計検査院の報告は、サンプルの8割が都市部に偏重しております。また報告で問題視している自費収入が多額の場合の特例適用について、自費収入の割合が30%以上となる6,000万円超の階層は全体の4%に達しておりません。

今年実施された医療経済実態調査では、損益差額が2001年度との比較で医科診療所(個人・無床)が27.9%、歯科診療所(個人)も21.9%減少しております。2002年からの4回連続の診療報酬マイナス改定、更に大震災により状況が悪化する下で、医療提供体制を維持し、災害時の迅速な医療支援を可能とする経営力を維持していくためにも、税制面で医業経営を底支えする両措置は今後とも必要であるものと私どもは考えます。

以上を踏まえ、下記について要望いたします。

### 記

- 一、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置、及び社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(4段階税制)の存続を求めます。